平成２６年（フ）第７２７号
福岡市東区三苫５丁目３番１―101号
債務者　栗本　　久
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２８号
福岡市中央区平尾２丁目２番18―302号
債務者　西田美代子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３３号
福岡市東区馬出２丁目６番４―306号
債務者　鈴木　英男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目23番13号　平和荘第１―1007号
債務者　谷口　源武
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３６号
福岡市南区柏原１丁目10番24―101号
債務者　横瀬　啓介
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４７号
福岡市南区長住３丁目31番304号
債務者　田口ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４８号
福岡市東区馬出１丁目25番８―102号
債務者　渡辺　　徹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５１号
福岡県宗像市田熊２丁目４番63―305号
債務者　間崎久美子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５５号
福岡市南区中尾２丁目30番５号
債務者　本田　初美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５６号
福岡市南区中尾２丁目30番５号
債務者　本田真知子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６０号
福岡市東区城浜団地39番407号
債務者　武藤　弘美（旧姓卯野）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６６号
福岡市東区香椎駅東３丁目22番39号
債務者　吉田　紳一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７３号
福岡市西区内浜２丁目６番８号
債務者　日数谷愛子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７６号
福岡市西区壱岐団地13番502号
債務者　山田　清秀
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８１号
福岡市博多区住吉５丁目10番15―413号
債務者　川嶋　秀記
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８２号
福岡市西区下山門団地75番105号
債務者　前田　和夫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５号
北海道苫小牧市東開町４丁目１番６―104号
債務者　齋藤　紀男
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１４９号
茨城県水戸市石川２丁目4224番地の３　三宅住宅
債務者　坂場　勝美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
水戸地方裁判所